



小規模市の地方議会ネットワーク議長会定期総会

(平成21年度は、新たな過疎地域活性化関係特別措置法の制定、小規模市への財政支援措置・道路整備関係財源の確保等の陳情・要望活動を国に行っています。)

第3回定例会

- 平成21年度阿久根市一般会計補正予算第5号で9,131万3千円を可決して、総額102億9,207万8千円となる。
- 平成21年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算の事業勘定を3,583万7千円を可決して、総額36億588万8千円となる。
- 平成21年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算第1号で55万5千円の減額を可決して、総額3億4,153万4千円となる。
- 平成21年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算第1号で120万円を可決して、総額で612万2千円となる。
- 平成21年度阿久根市介護保険特別会計補正予算の事業勘定を31万9千円を可決して、総額22億3,246万5千円となる。
- 平成21年度阿久根市水道事業会計補正予算を可決した。
- 一般質問に13人が登壇し、活発な議論を展開

平成21年第3回定例会は、11月30日から12月18日までの19日間の会期で開かれ、平成21年度補正予算6件、一般職に属する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての議案など8件が提案されました。このうち阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については修正可決、阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定については否決され、その他については原案のとおり可決されました。

このほか平成20年度の決算認定8件については原案のとおり認定され、報告1件が原案承認、決議3件が原案可決、陳情3件のうち1件が趣旨採択、2件は継続審査となりました。

平成21年第3回定例会 議案及び審議結果

番 号	内 容	議 決 日	結 果
議案第45号	一般職に属する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	平21.11.30	原案可決
議案第46号	市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	平21.11.30	原案可決
議案第37号	阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	平21.12.4	否 決
認定第1号	平成20年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）	平21.12.4	原案認定
認定第2号	平成20年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）	平21.12.4	原案認定
認定第3号	平成20年度阿久根市歳入歳出決算認定について（簡易水道特別会計）	平21.12.4	原案認定
認定第4号	平成20年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）	平21.12.4	原案認定
認定第5号	平成20年度阿久根市歳入歳出決算認定について（老人保健医療特別会計）	平21.12.4	原案認定
認定第6号	平成20年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）	平21.12.4	原案認定
認定第7号	平成20年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）	平21.12.4	原案認定
認定第8号	平成20年度阿久根市水道事業の決算の認定について	平21.12.4	原案認定
報告第33号	専決処分の承認について（平成21年度阿久根市一般会計補正予算（第4号））	平21.12.4	原案認定
議案第47号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	平21.12.4	原案可決
議案第48号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	平21.12.4	原案可決
議案第49号	市道路線の変更について	平21.12.4	原案可決
議案第50号	財産の取得について	平21.12.4	原案可決
議案第51号	阿久根市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平21.12.4	原案可決
議案第55号	平成21年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）	平21.12.4	原案可決
議案第57号	平成21年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）	平21.12.4	原案可決
議案第30号	阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平21.12.18	修正可決
議案第52号	平成21年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）	平21.12.18	原案可決
議案第53号	平成21年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	平21.12.18	原案可決
議案第54号	平成21年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第1号）	平21.12.18	原案可決
議案第56号	平成21年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）	平21.12.18	原案可決
陳情第17号	幼稚園に通わせる保護者への子育て支援策に関する陳情書	平21.12.18	趣旨採択
決議第4号	ブログによる差別発言の取り消しと謝罪及び市長としての責任を明らかにすることを求める決議	平21.12.18	原案可決
決議第5号	法令の遵守と違法状態の解消を求める決議	平21.12.18	原案可決
決議第6号	竹原市長に対する問責決議	平21.12.18	原案可決
陳情第20号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書	平21.12.18	継続審査
陳情第21号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書	平21.12.18	継続審査
	議案第58号 阿久根市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について閉会中の継続審査を求める件	平21.12.18	決 定
	議員派遣の件	平21.12.18	決 定

○議決結果（賛否が分かれた案件のみ）

議 案 名	議員名（議席番号順）														議決結果		
	大田重男	古賀操	松元薫久	野畑直	中面幸人	牛之濱由美	石澤正彰	牟田学	濱崎國治	岩崎健二	木下孝行	児玉賢一郎	檜柑幸雄	山田勝		鳥飼光明	濱之上大成
阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	否 決
ブログによる差別発言の取り消しと謝罪及び市長としての責任を明らかにすることを求める決議	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	可 決
違法状態の解消を求める決議	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	可 決
竹原市長に対する問責決議	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	可 決

※濱之上大成議長は、議長職のため特別多数議決以外の議案については、表決（賛成、反対の意思表示）権はありません。（表の見方）◇は賛成、◆は反対

一般質問

第三回定例会では十三人の議員により、市政全般にわたって一般質問が行われました。以下、質問（議員）と答弁（市長）の中から要約して紹介します。（発言は通告順）

政治姿勢について

鳥飼光明議員

議員 市長は多忙な毎日であり、市政に対し落ち着いて構想を練る余裕すらないのではないかと思っている。

今、市長に一番求められているのは、相談相手となる副市長であると思っている。そこで市長は副市長人事をどのようにお考えか。次の議会に提案する考えはないのか伺いたい。

また、教育長人事について、過去三回とも同じ人を提案したが、いずれも否決された。市長は、副市長人事と同様、空白を置かないためにも、早期に提案するよう望んでいるが、市長の所見を伺いたい。
市長 教育長、副市長の人事に

ついて、議会が否決したため設置できない。人事を議会に諮ること自体がおかしいとは思っている。今の状況では議会に否決されるので、設置することができない。次の議会に出すにしても、それを認める状況にならないと出せないと思っている。

議員 入札制度について、市長

就任以来、入札状況を見た時に、疑問を感じている。これまでは、業者ごとに経営状況や事業内容等により、クラスごとに分類され、指名委員会

で検討し、指名するようになっていたが、現在、これが実施されていないようである。どのような考えで、実施しているか伺いたい。

市長 入札制度は元々あった形を崩していない。職員から案が来て、私がある程度の修正を入れてから、指名委員会を行い決定している。

議員 市長は、現在親族の経営する会社の社員でもあり、今後、業者の指名に一切タッチしない考えはないか伺いたい。
市長 指名に市長がタッチしないようにしては、職員の責任で仕事するという話である。スタンスが間違っていると思っている。市政は市長の責任で行う。

観光行政について

議員 今回、民間から水産商工観光課長を採用したが、今後の商工観光行政等について、どのような構想・計画をもって民間から採用したのか。現在の職員の中にはいなかったか伺いたい。

市長 水産商工観光課長の件だが、観光振興などは職員と民間の感覚は全く違う。お金に関するセンス、仕事にかかわるセンス、民間人は二十四時間物事を考えている。公務員は、そのように鍛えられたことがない。したがって民間で苦労している人の中から採用する。間違っていないと思う。
議員 商工について空家対策としてシャッターに絵を描くことで予算化した。現在の進

捗状況を教えていただきたい。
また、予算計上の時は、空家のシャッターに公募して描くということだったが、一般のシャッターにも描かれているようである。公募の内容と委託契約は幾らで、総数何枚で、いつまでに完成するか伺いたい。

市長 シャッターアートの件であるが、芸術家のセンスでやらなければならないと思ったので、そういう人と連絡を取ってもらった。そうしたら、スプリーアートの第一人者、清田定男先生が来られて、サンプルをいくつか描かれた。通り会で学校の先生や絵を描ける人に声を掛けたが、断られている。今もお願いをしているが、うまくいっていない。

また、シャッターアートは、個人のシャッターなので、やはり清田先生に描いていただきたいと、皆さんが思われる。したがって、賛同する、お願いしたいというところから、今、描き進めている。数はまだ確定していない。
作品は五十二作品完成し、完成の数は参加、協力いただけたが、まだ確定できて

いないし、希望もほとんど出てきている。

予算説明では、閉まっているところと言ったかもしれないが、成果を出す道として四百万円をよりよいまちづくり

に成果を出せられれば、許してもらえらると思っている。公募については、通り会で声をかけているようだが、全部断られている。



空家対策のシャッターアート

議員 観光について、二年後の新幹線全線開通に合わせ、どのような計画をされているか伺いたい。

市長 観光については、観光客の増加を図るため、マスコミ関係や情報誌・旅行会社等を最大限活用しながら、グリーンツーリズムなどの体験型観光を確立するためのメニュー

開発や既存観光地の施設整備等を図り、周年観光を目指した取り組みを進めていきたいと考えている。

議員 阿久根の七不思議について、大変興味があるかたが東京から見えたが、管理が行き届いていないため残念がつて帰られた。今後どのように保存管理を行い、観光面でも活用していくか伺いたい。

市長 七不思議については、市民からも忘れられることがないように関係課と連携を取り、現在設置してある案内看板や道路の整備などを含め、市の文化財として重要な観光施設となるよう、検討していきたいと考えている。

市長の政治姿勢について

木下孝行議員

議員 市長の障害者に対する差別発言があり、人権問題である。この問題は関係者のかたはもとより、国民の怒りを取るめるには、謝罪なくしてその先の話はあり得ない。真摯にお願いしたい。

市長 十一月八日の記述の全体

の意図は、社会に対して政治が責任を果たさなければならぬ。そして、現実、人間の生死の部分について、あまりにも情緒的な反応しかできていない。一方では、生活保護以下の人達を放置している。そういう環境は変えていかなければ、取り組まなければいけないという意図で書いたものである。

十一月八日のごく一部分だけを捉えて私の考え方がそこであるというような報道のやり方には懸念を持っている。

議員 市長の二年前の六月のブログに天皇一族について、また、天皇について考えるをテーマに、昭和天皇及び皇室に対して数多くの侮辱する論文的な記載をしている。当時は市議会議員、現在、市長であるが、法治国家の我が国の現状の中で、模範となるべき立場での見解を伺いたい。

市長 二年前の天皇に関する記載について、これは、私がこの立場において、発言するべきものではないと思っっている。これには触れない。

議員 職員の懲戒免職に伴う裁判について、新聞記事に伊藤知事と竹原市長との個別面談

があり、知事が法に基づき適正な手続きを取るよう助言したことを明らかにした。知事があなたに直接アドバイスしている。意地を張らずに、先輩の意見を聞く耳を持ち、大人の判断をするべきと思うが、その点をお聞きしたい。

市長 懲戒免職などに関する知事の発言を聞くべきではないかということであるが、新聞に書かれていることと、私が知事から聞いた言葉とは違う気がする。知事が言われたのは、事務所の件に関し、法は手続きを踏むようになっていくからと。その程度の話だったと記憶している。

議員 市長はこれまで今回の採用以外に、外部より二名の管理職員を採用されたが、一人は地公法の兼業禁止の規定に抵触し採用され、もう一人はサポートとして専任の補佐を特別に付ける体制を取り、法律違反やスペシャリストという観点からすれば疑問がある。

そして、十一月には水産商工観光課長が採用されている。そこで、中途採用で七百万以上の給料を出してまで採用をした理由と根拠を伺いたい。

議員 竹原市長として約一年四カ月経っている。

この間、市民の敵は阿久根市職員や反対議員であり、常に職員と反対議員を敵と位置付け、物議をかもしてきたのは事実である。

いつまでもこのような状況を続けずに、市民生活の所得に一番関係する景気対策や雇用対策に早くシフトし、安心して暮らせる元気の出るまちづくりを市民と行政が一体となった阿久根市に変えていくことが大事と思うが、どのように思っているか。

市長 経済対策・雇用対策については、もう準備を始めています。

市長 課長の採用の件だが、私は阿久根市役所の体質を変えなければならないと思っっている。市の人件費が変わらなければならぬ。それを市民のためにより多く使えるような市政に変わっていかなければならない。それが、私の考える行政改革である。そのため、今まで市役所で新規採用されて、ずっとやってきた人達にはそれができない。

そのできない部分を取り組むには、外から入ってもらわなければならない。市民の感覚を持つている人達、公務員社会のあり方に疑問を持つている人、意欲のある人を採用したわけである。

それから、職員のことは見なくていいから、外側の雇用対策にシフトせよということではない。出来る人間をスタッフとし、一体のものとして同時にやっているつもりである。

経済対策・雇用対策について

議員 竹原市長として約一年四カ月経っている。

この間、市民の敵は阿久根市職員や反対議員であり、常に職員と反対議員を敵と位置付け、物議をかもしてきたのは事実である。

いつまでもこのような状況を続けずに、市民生活の所得に一番関係する景気対策や雇用対策に早くシフトし、安心して暮らせる元気の出るまちづくりを市民と行政が一体となった阿久根市に変えていくことが大事と思うが、どのように思っているか。

市長 経済対策・雇用対策については、もう準備を始めています。

この間、市民の敵は阿久根市職員や反対議員であり、常に職員と反対議員を敵と位置付け、物議をかもしてきたのは事実である。

パブリックコメントについて

牛之濱由美議員

議員 この制度について現在までの活用状況とその効果、制度に対する市長の見解をお聞かせいただきたい。

市長 現在までの活用状況としては、平成二十年三月に阿久根市地域防災計画の変更のため、計画案を公表し、意見等を募集したが、意見や要望はなかった。

この制度の効果は、市の基本的な政策や計画等の案を事

前に公表し、市民の意見等をいただくとともに、意見等を踏まえ最終的に政策等を決定するまでの過程を公表することにより、行政運営における公正の確保と透明性を高め、市民参加による開かれた市政運営の推進につながると考えている。

したがって、今後も、制度の趣旨に沿い、行政としての説明責任を果たしながら、市政運営を進めて行きたいと考えている。

私自身は、あまり機能しない、もつと事前に言い訳の準備で無駄な作業が増えるだけで、実際、住民の意に沿った、あるいは、成果を真つ直ぐ捉える道具にはなりえないだろうという気がしている。再検討する必要があると思っ

市長としての言動責任について

議員 九月議会で阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する議案第三十号が提案されたが、十月の区長会でこの議案に対し、多数の区長より反対的意见を聞かれた市長は、議案とは違う提案を投げかけられた

ということであるが、真相をお聞かせいただきたい。

市長 ごみ袋の件であるが、市民の願いに一番叶う部分だと提案させていただいたが、区長の方々も反対のような発言があった。しかし、何とか少しでも安くしたい思いがあったので、燃えるごみ袋だけでも安くする方に努力しようと思つた。議会で提案して、修正もできるわけである。妥協できる範囲内で、とにかく成果を出したいという思いから修正しても構わないという思いで発言したものである。

どこまでも市民のために成果を出していく。それが、私達の仕事であつて、建て前や形は変えていかないと私は思っている。

議員 十一月八日に発信した市長のブログについて、以前よりブログは個人の日記であり、意見される必要はないと豪語しているが、個人の日記でも誰でも目にするのが可能な公の場である。日記を発信した時、発言ではなく、記述と言われたが、この日記を目にしたかたが、どのような思いをするか考えての発信だったか、お聞かせいただきたい。

また、市長が記述・発信した文章の一部で深く心が傷つけられた方々がいることは事実である。市長はどのように受け止められているか。

また、この内容は、養護学校に通うかたから聞いたことだと記されているが、これは事実であるか伺いたい。

市長 ブログの件はよく考えての発信であることには間違いない。

誤解は誤解であり、それを話しをしている中、あるいは、その記述したものの中の一部分を捉えてしまえば、誤解も生ずることもある。表現が非常に分かりにくいことも手伝っているのかもしれない。

しかし、私の目標は変わらない。人々が支え合つていく社会にするため、その道具になりうると思つている。それが、表現の分かりにくい部分があつたから謝罪すると言つたら議論がはじまらないし、住みやすい社会に、次の世代につなげていこうという私の目標の動きが制限されることになる。

また、他のかたもそのことに触れることがタブーになつてしまうと思うので、訂正したり、謝罪する考えはない。これにより、私を受ける批判を糧にしてもらいたいと思つている。

それから養護施設のかたから聞いたということは事実である。

防災対策について

大田重男議員

議員 火災警報器の家庭内の設置率、また進捗の悪い要因について伺いたい。

市長 火災報知器の各家庭の設置の進捗率について、各区長に住宅用火災警報器の設置状況の調査依頼を行ったところ、平成二十一年十二月現在で設置世帯数は千八百六十九世帯で七十二%の設置率である。

また、進捗率の悪い原因は、既存住宅の設置期限が二十三年五月末までであること、設置義務が浸透していないこと、設置費用の負担が大きいこと、設置効果がわからないことなどのほか、罰則規定がないことも進展しない要因であると思われる。

今後は、これらを踏まえ、

引き続き広報誌等により、設置の必要性を啓発していきたい。

議員 河川の寄州よしすの状況について伺いたい。

市長 河川の寄州除去について、二級河川は、毎年、県に対して堆積土砂の除去要望を行つており、二十年度は尻無川、新田川の二箇所を実施し、二十一年度は高松川外一河川で三箇所除去が予定されている。また、二十二年度県単等防災事業で要望を平成二十一年九月に提出した。

高齢者の交通手段について

議員 高齢者の交通手段について、現状と今後どういった形でやつていくか伺いたい。

市長 市の地形や集落の点在状況などを勘案し、どのような運行形態が望ましいか、市の特性にあつた交通手段の検討を進めている。

このため、十月に阿久根市地域公共交通会議を設置し、十二月に第一回目の地域公共交通会議を開催し事業計画案を提案した。

すでに、平成二十一年九月に大川地区の区長及び民生委

員と協議を行い、事業計画書の説明を行っているが、今後、事業計画書を交通会議で承認してもらえば、平成二十二年四月に導入できるよう作業を進めている。

この大川地区の乗合タクシーは、実証運行ということで導入しようと考えており、変更の必要性が生じた場合、交通会議の審議を経て変更することになる。他の地区はこの実証結果を踏まえ、検討を進めていきたい。

全地区を乗合タクシー方式で統一するという前提ではなく、各地区及び交通会議の協議の中で結論を出していきたいと考えている。

観光について

議員 新幹線の全線開通に当たり、阿久根市の取り組みについて伺いたい。

市長 二十三年春の九州新幹線の全線開通は、停車駅がない本市には、非常に厳しい状況になると考えている。今後の集客策は、平成二十三年春に開催される予定の全国都市緑化かごしまフェアに、県内各地の回遊を促進させる

ための協賛会場として、本市の番所丘公園を申請予定である。

県でも北薩摩振興推進協議会を設置し、関係機関と連携を図りながら、広域的に旅行者を集められるような取り組みなど実施している。今後も全線開通に向けた取り組を協議会で検討していく予定である。

また、出水地区の二市一町で構成される北薩摩観光連絡協議会では、北薩摩全体の広域宣伝を目的に、福岡市を中心に観光宣伝やプレスツアーを毎年実施している。

本市では、遠回りしても阿久根に行きたいと思えるような観光地づくりの推進に努めて行きたいと考えている。

一筆図の座標交付について

野畑 直議員

議員 数年前から一筆図の座標を電子データで交付してもらえないかお願ひしてきたが、いまだに紙データでしか交付していない。その理由を聞くと、他市町村もそのような例がないとか、ウイルスに侵さ

れる可能性があるとのことである。ウイルスが心配であればメールやCD-R等を準備していただき、その代金は交付手数料に加算する方法もあると思う。

現在、紙データとして交付している座標値を電子データとして交付できないかお聞かせいたいただきたい。

市長 一筆図の境界点座標及び基準点座標の電子データ交付は、紙と比較して色々な活用が可能となるものであり、システムのセキュリティに配慮しながら、来年度には電子データでも提供できるように、今後、実施に向け検討したいと思っている。

意見箱の公開について

議員 市は市民が今何を考え、何を求めているかを把握する一つの方法として、市役所玄関ロビーに市民の意見を取り入れる意見箱を設置しているが、この意見箱は何年頃から設置しているか。また、投函された意見にどのようなものがあるか、全く分からない。その管理はこの課がしているか。どのくらいの期間でチ

ェックしているか。また、これまで投函された意見が生かされた例はあるか伺いたい。この件は、市民から意見箱に投函しても何ら反映されない旨の発言があり、質問したので、ぜひ、議員にも公開していただくようお願いしたい。

市長 意見箱は、七月二十三日に設置したものである。私自身は、開けたら何もきていない、誰も入れていないと思っていた。どうなっているかと聞いたところ、来たものを総務課で開けて、内容について処理していると聞いた。私のミスだと思っている。今後は私が直接、最初に開けて見るようにしたいと思っている。

公開は、内容次第だという気がする。

課長 現在まで、十九通の意見・要望等があり、取り扱いは、総務課で回収分類し、各課にその写しを渡して、対処するように指示をしている。

また、回答を求められて連絡先が明らかになっているかたには回答しているが、現在、十九通の中に回答を求められ、連絡先の記載があったのは一通のみである。内容等は、市道側溝の改修

要望や窓口対応についての苦情、防災無線に対する要望や窓口におけるイスの設置などの改善が図られたことの評価などである。

(上野総務課長)

市の政策について

檀柑幸雄議員

議員 現在の阿久根市内の景況と雇用情勢をどのように認識しているか。また、その認識の上に立ってどのような対策を講じるかお尋ねしたい。

市長 市内の景況と雇用情勢の認識、その取り組みについて、長引く不況の影響で、非常に厳しい状況にあると認識している。

雇用情勢については、基本的な考え方は、先にお答えしたとおりである。

検討しているのは、雇用失業対策事業、雇用対策事業を計画し、県と調整しながら、実施しようとして今検討を進めている。スタートは来年四月からになると思っている。

議員 平成二十二年度の本市の予算編成の基本的な方針につ

いてお尋ねしたい。
市長 二十二年度当初予算編成は、行政改革を大きく進めるつもりである。

市役所の中身を変える。それがそのまま市政の実施に影響すると考えている。

重点施策として、少子化に対応し、企業と失業者を応援する施策を展開していくとともに、農林水産業資源、景観や温泉を始めとする自然環境資源を活用し、阿久根市のアイデンティティーを確立していくように思っている。

さらに、これまで行ってきた事業については、事業の必要性・効果・効率性・緊急度を十分に検討し、事業の優先順位を明確にし、限られた財源の中でメリハリある予算編成を行っていききたい。

議員 今回、市長自身の十一月八日付けのブログに、障害のある方々の人間性を否定した内容を掲載したことは首長として失格である。障害のある方々や家族などの心痛をお聞きするとき、市長の行為は看過できる問題ではない。

関係者への謝罪と、責任の重大さを認識して、市長の職を辞職すべきであると思う

が、市長の見解を求めたい。
市長 ブログの問題については、誤解であり、障害者に対する蔑視は全く私の中にはない。社会は障害を持ったかたと共に生きていかなければならない。その仕組みを持たなければならぬ。その視点を別の物を扱うことで、そこに権利を発生させなければならぬ。その考え方が違うと思っ

ている。争うのではなくお互いを一部だと感じられる社会を作ろうと思っている。したがって、議員の受け取られ方は、本当に全く反対方向で間違っている。

議員 コンプライアンスについて、市長は就任以来、市職員労働組合の事務所問題、職員の降格問題、職員の懲戒免職問題等々、法令、条例、規則、規定等の基準を逸脱し、一方的な処分を行っているが、そのことで裁判問題に発展している。市長は法令等、厳格に遵守すべきである。

まず、市職員労働組合の事務所問題について、市は取訴したにも関わらず、市長は一部市民を巻き込んで、今でも定期的に市職労に対して、出ていけコールの嫌がらせを行っている。

市長 事務所問題は、私が先導したというよりも、市民の声であり、市民の財産である。たくさんのお金を費している職員が市の財産をただで使ってきた。市民はこれを納得して受け入れていない。市民の税金を偏った形で使われているのは、みんな認識している。

議員 職員の懲戒免職問題について、鹿児島地裁は処分を停止する決定をしているが、いまだにその職員を復職させていない。自治体の長として、当然法律や裁判所の決定は守らなければならぬが、市長はなぜ守らないのか、市長の見解を求めたい。

したあと補充されず、業務に支障をきたしていると聞いている。一定の正規職員配置は必要であり、現場の声を真摯に受け止め、職員の新規採用を図るべきであるが、市長の見解を求めたい。

市長 新規職員を一人採用すると三億二千万円、今のあり方だと掛かる。市の財政を考えた時にやっていけない。今の臨時、嘱託の方と仕事の量や質に違いはないと思っ

ているので、差を無くす方向でいきたいと思っ

議員 法律の遵守について、市長に尋ねること自体が無意味なこととされている。しかし、阿久根市の問題の根拠はここにあるので、市長に再度質問する。お答えいただきたい。

施政方針は、平成二十一年度第一回定例市議会です信表明と一緒に発表された。施政は政治を行うことであり、方針はその方向である。この中に「主権を行使する経験をし

ていただく」とある。市政運営に市民が参加されたかお尋ねしたい。

市長 法令の遵守について、政治家は、社会を作る仕事がある。そのために、法律を作る役割まである。変える事も出来る。結果責任である。

たあと補充されず、業務に支障をきたしていると聞いている。一定の正規職員配置は必要であり、現場の声を真摯に受け止め、職員の新規採用を図るべきであるが、市長の見解を求めたい。

市長 新規職員を一人採用すると三億二千万円、今のあり方だと掛かる。市の財政を考えた時にやっていけない。今の臨時、嘱託の方と仕事の量や質に違いはないと思っ

ているので、差を無くす方向でいきたいと思っ

市政運営について

児玉賢一郎議員

議員 法律の遵守について、市長に尋ねること自体が無意味なこととされている。しかし、阿久根市の問題の根拠はここにあるので、市長に再度質問する。お答えいただきたい。

ていただく」とある。市政運営に市民が参加されたかお尋ねしたい。

市長 法令の遵守について、政治家は、社会を作る仕事がある。そのために、法律を作る役割まである。変える事も出来る。結果責任である。

たあと補充されず、業務に支障をきたしていると聞いている。一定の正規職員配置は必要であり、現場の声を真摯に受け止め、職員の新規採用を図るべきであるが、市長の見解を求めたい。

市長 新規職員を一人採用すると三億二千万円、今のあり方だと掛かる。市の財政を考えた時にやっていけない。今の臨時、嘱託の方と仕事の量や質に違いはないと思っ

古賀 操議員

議員 鹿児島市町村職員退職手当組合に加入した当時の経緯と今後の阿久根市職員退職勧奨実施規定についてである。まず、鹿児島市町村職員退職手当組合、以下、退手組合と言わせていたが、この組合に加入する平成十七年第四回定例会で審議され、この時の議事録では退手組合に加入する提案と、その制度の説明があり、その時の退職勧奨制度の提案と説明は載っ

てないが、実際はどうだったか伺いたい。

この議案は、委員会の付託を省略し、即日採決になったが、そうしなければならなかった状況があったか伺いたい。

市長 退職手当組合に入る時は、議案に出されて質疑があり、そして採決されていたの間に、か勧奨退職まで追加されていた。その質問の中でそれを入るか入らないかによって、職員のもらう退職金は変わるのかと質問を私がしたところ、前市長の回答は全く変わらないうものであった。予算書の中にも勧奨退職については、従来の数字が入っていた。

議員 この退手組合に加入すれば、その退職勧奨制度も自動的に適用されるような仕組みになっていたかお尋ねしたい。

市長 勧奨退職制度は、その組合に入ることで自動的に発動するものではない。上乘せを申請したことによって認められる。

議員 退職勧奨制度を適用したことにより、退職者に支払った加算額の合計は幾らになったか。さらに、その勧奨退職者が辞めないで現在まで勤務したとして、支払われるであ

つたろう人件費の合計は幾らか伺いたい。

課長 特例制度を活用した加算額の平成十八年度から二十年までの合計が、約二億二千九百八十万円となっている。

次に定年まで勤務した場合の件費については、合計で十六億六千五百四十万円の人員費が見込まれている。したがって、上乘せ分及び定年までの人件費を差引きすると、将来に渡る負担軽減の額は、十四億三千五百六十万円を試算としてシミュレーションしたところである。

議員 竹原市長を支持する市民グループが告発した件について、告発内容が、詐欺、公印不正使用、背任等となっているが、本当にそのことが行われたかと思っているか伺いたい。

市長 この市民グループからの告発、詐欺、背任、併せて文書偽造も含めて、犯罪だと私は思っている。

議員 阿久根市職員退職勧奨実施規定を確認したところ、現在未施行となっているが、どのような理由で未施行となったか教えていただきたい。

市長 勧奨退職の規定では、現

在は勧奨していない。今の退職は自己都合か定年である。勧奨は普通、肩叩きであるが、今までのやり方は、自分が好きな時に自分の都合でやめていいから、お金をたしてあげるからと、そういう規則になっていた。運用もそうやってきている。市政運営のことは関係なしに職員の都合で選べるという仕組みである。

市政運営について

中面幸人議員

議員 現在、阿久根市の市政は、第四次阿久根市総合開発計画を基に、阿久根市過疎地域自立促進計画の事業計画によって実施しているが、その後期基本計画が平成二十二年の三月で終了する。

国も本年度末で期限が切れる過疎地域自立促進特別措置法の延長法案を一月の通常国会に議員立法で提出するようであるが、地域主権を掲げる民主党の事業仕分けによる事業の見直しや予算の削減などにより、今後の自治体運営にも大きな影響があると思われる。

る。

また、我が市でも前政権下で実施してきた事業の見直しや五年後、十年後を見据えた阿久根市の実情に沿った事業計画など、大変重要な時点であり、そして先の不透明な今の経済情勢の中、早急に手を打たなければならぬ雇用問題、景気対策など短期的な施策等も考慮しながらの来年度の予算編成も必要ではないかと思っている。

そこで、第五次阿久根市総合開発計画の進捗状況を教えてください。

市長 昨年度に、庁内の課長等で組織する阿久根市総合計画策定委員会を設置し策定作業を進めている。現在、その下部組織である幹事会を中心に、総合計画の体系・枠組みの作成を行い、それに基づき基本計画及び実施計画の取りまとめ作業を行っている。

平成二十一年二月には市民アンケート調査を実施し、市の政策に対する満足度調査を行ったほか、基本構想及び基本計画の原案について、外部の総合計画諮問委員会を任命し、外部や民間からの視点で意見をいただいている。

今後、策定委員会で原案を整え、パブリックコメント及び総合開発審議会の議論を経て、議会に上程したいと考えている。

在職中の職員共働きについて

石澤正彰議員

議員 在職中の職員共働きは現在、何組いるか伺いたい。

聞くところによると、夫婦で二十万円も貰っているという意見もある。そういったことを伺いたい。

市長 夫婦共働きは、平成二十一年度が十四組で平成二十一年度の現時点では十三組である。一組の給与は、平成二十一年度で最高額が千四百六十万円、最低額が六百八十五万円、平均が千百七十五万二千円である。

市長と職員間の指揮命令及び意思疎通は正常になされているか

議員 私は前回の補正予算の質疑の時に、解雇した職員の給与を予算計上してあったことに関し、市長と職員間の温度

差を感じた。市長と職員の間
思の疎通、命令の指揮系統が
しつかりしていないと、阿久
根市民のために働いていただ
くことはできないと思ってい
る。こういったことも合わせ
て伺いたい。

市長 解雇した職員の給与の件
についてであるが、職員では
ない状況であるのに、予算に
入っているということについ
て私は驚いた。予算にあつて
も市長の判断になつてくると
思っている。

グランビューとの賃貸 借期限について

議員 平成二十三年三月末に十
年の賃貸借契約の期限がくる
が、そういったことを踏まえ
て、最終的に賃料や契約の内
容等の見直しをどうするかお
尋ねしたい。

市長 現在の貸付料は、旧国民
宿舎の大規模改修に係る費用
のうち、阿久根市の負担分、
二億二千万円を年利二%で借
り入れた場合の返済元利総額
二億四千三百七十六万円を十
年間で回収する計画で算定
し、初年度が三千百万円、残
り九年間は年額二千三百六十
四万円として、平成二十年

末までに一億九千六百四十八
万円を支払っていたとき、市
有施設整備基金に積み立てて
きている。

また、この他に施設の経年
劣化に伴う修繕費の負担金と
して、消費税を含めた毎月の
売上げの二・五%を平成十五
年十月から負担しており、平
成二十年度末で総額六千二百
三十一万五千円を負担して、
そのうち修繕等の経費に五千
八十四万七千円を支出し、残
り千四百四十六万八千円は市有
施設整備基金に積み立ててい
る。

今後は、平成二十二年度末
の貸付期間の満了を控え、契
約の相手方である西洋フード
コンパスグループの意向を聞
きながら市の方針を定め、適
切に対処していきたいと考え
ている。

臨時職員の就業規則に ついて

牟田 学議員

議員 水産商工観光課の時間外
勤務手当てが異常に多く、水
産商工観光課長に正すと、栽
培漁業センターの職員が、土

曜日、日曜日、海水の管理や
餌やりで休めないということ
であった。その中で臨時職員
が三名いるが、その仕事を臨
時職員では出来ないかと聞く
と、その規定がないというこ
とであった。そこで阿久根市
の臨時職員の就業規則は、ど
うなっているか答えてほしい。

市長 就業規則は、臨時職員も
時間外はできるようになつて
いる。そこで今後は、いろん
な方法を使って時間外手当を
減らす努力をしたいと思つて
いる。

栽培漁業センターの施 設運営について

議員 二十年度の決算の認定時
に現場視察で分かったことで
あるが、種苗生産用の水槽が
痛んでいる。今後、何らかの
補修をして活用していくのか
伺いたい。

市長 栽培漁業センターは、昭
和六十年から平成元年度ま
での五年間で整備した。平成
二年四月から運用を開始し、
ここ数年は、職員の技術向上
による順調な種苗生産により、
光熱水費や生産資材購入費等
の経費及び臨時職員の人件費
は、ほぼ生産物売り払い収入

で賄っている状況である。

現在、栽培漁業センター
では、アワビ、ヒラメ、オニ
オコゼの種苗を生産し、放流
を実施しており、地域水産業
の振興に欠かせない施設とし
て、漁業関係者はその成果を
認めており、稚魚放流事業へ
の関心も高まってきている。

施設の管理は、非常用発電
機のオーバーホールや取水ポ
ンプ等も計画的に取り替えを
実施している。

また、老朽化に加え海水を
使用するため、水槽の鉄筋が
腐食し、ひび割れが入ってい
るが、現在は水漏れ等も発生
していないので、様子を見な
がら必要に応じて随時補修を
行つていきたいと考えている。



栽培漁業センター

消防行政について

議員 現在、阿久根市には、防
火水槽が五百五十四箇所設置
されている。そのうち四十八
箇所の水槽で減水が確認され
ており、一箇所は水が全然、
溜まっていない水槽もある。
早急に補修が必要だと思つて
いるが、補修金額を全額、市
が負担する考えがあるかお尋
ねしたい。

市長 市内の防火水槽は、これ
まで消防水利の基準に基づき
貯水槽四十トン以上は、市が
設置し、市の財産として維持
管理を行っている。

四十トン未満は、市の防火
水槽設置等事業補助金交付要
綱に基づく補助金を活用し、
集落等で建設・整備し、管理
しているが、近年は設置箇所
が充足してきたために、補助
要求も少なくなっている。

一方、平成十八年度から補
助金交付要綱を改正し、補修
を実施しているところである。
今回、全額、市の負担によ
り補修できないかとの質問で
あるが、今後検討したいと思
っている。

竹原市長の公約実現と 市政執行について

山田 勝議員

議員 平成二十二年度予算編成のための事業の見直しについて、国会では予算編成の前に事業仕分けが行われたが、阿久根市の事業仕分けはどのように誰がするか、お尋ねしたい。

市長 国でやっているような事業仕分けをするという仕組みは今のところない。新しい形はまだできていない。

議員 行政改革大綱を策定するにも阿久根市の所得の実態をつかまないと進まないと言っている。税務課が入手している民間企業の源泉徴収票から所得の実態は把握できると言ったが、前向きな答弁はなかった。職員の給与の決定にも民間給料の実態は必要なのだが、それをさせないため把握できないと言っているようにしか見えない。市長の改革はこれを把握することから始まると思っているが、なぜできないか市長にお尋ねしたい。

課に指示したが抵抗をしている。命令に従わない。これが原因で出せない。

議員 市長のやろうとしていえることが職員に伝わり公約を実現するために職員一体となつて取り組んでいるかという点、議会や委員会での説明や対市民の行政執行においてどのように感じない。

十二月四日の本会議の予算質疑で懲戒免職になった職員まで補正予算の職員数に入っていることは、どう捉えたらいいか。あなたのやった結果が総務課長には、理解できていなかったか、お尋ねしたい。

市長 懲戒免職した職員の給料が、補正予算に入っていたということがあるが、給与などは外注を検討する。

議員 意見箱に投稿された市民の意見が市長に無断で職員が処理していることなど、常識では到底考えられない。

これは、今まで阿久根市において起こったことが、職員の権限で勝手に処理していたという象徴である。市長の今後の取り組みをお尋ねしたい。

市長 意見箱も、私もくると思っていたがずっと来ないので、どうしたのかと思ってい

たら、そつちで処理をしてきた。全部職員が仕切つて、職員が決済、市長はんこ押すだけという体質が今の状態にできたと思っている。決して無責任だからではなく、代わりに責任を引き受けてきているということが、今のよく分からない体質を作ってしまったと思っている。

阿久根市の保育行政と 保育園の現状

議員 みなみ保育園の民間移管は議会が否決し、平成二十二年四月一日の移管はなくなった。今後どのようなにするのかお尋ねしたい。

市長 みなみ保育園は、現在、平成二十三年度からの民間委託に向けて、準備をしている。

市長、議員の兼業禁止 について

議員 阿久根市議会では、平成二年、議会に議員の倫理に関する決議が提出され、議員の兼業禁止に関する市民の目が非常に厳しく、平成九年議員倫理条例を議会議員提案で制定された。

市民から預かった税金の使われ方について、議員自ら襟

をただすことである。そのために努力してきたが、市長は議員の兼業禁止をどのように受け止めているか、お尋ねしたい。

市長 兼業禁止は、今のところ請負金額の半額以下であればよいことになっている。その判断のもとで、議員の事業の内容は、半額以下であれば、問題はないと判断しているところである。

市政運営について

濱崎國治議員

議員 私は、十一月八日の竹原市長のブログによる、障害者への差別ともとれる書き込みが、阿久根市のイメージ低下や地場産業の産品のイメージダウンに繋がり、不況に追い討ちを掛ける状況になることを懸念している。

今回の一般質問を行うに当たり、まず始めに、市独自の不況対策についての対応を通告したが、それ以前に市長が、全国の障害者に対して、社会通念に反するような書き込み、批判や抗議をされている

方々を始め、社会全体に向けて、市長自らが記述の撤回や謝罪することが、竹原市長が阿久根市長として、現時点でできる一つの不況対策になると考えているが、答えてほしい。

一度落ちた阿久根市のイメージの回復は、決して並大抵なことではないと思うが、そこで、独自の不況対策について、まず最初に行うことは、阿久根市のイメージ回復であり、その対応の質問をしたが、それを含めて対策について答えほしい。

市長 ブログの記述の問題と景気対策、随分無理やり繋げている気がする。

阿久根の商品は、質が大変よく、いい物はそういったことで売れなくなることはないと思っている。

議員 全国的には、年明け以降、倒産が増える可能性が高いと民間調査会社が発表している。特に出水地域は、二つの大企業の撤退により、地域全体が厳しい経営状況であり、阿久根市にも相当影響があると思っている。

そこで本市で操業している企業が、操業停止や倒産を避

けられるように、暫定的な市独自の支援策を検討されているかお尋ねしたい。

市長 不況対策については、今のところ、国の地域活性化経済危機対策臨時交付金等を活用している。本当はその独自を追求するよりも、計画したことが着実に実行できる能力を持った市役所であればいいが、その能力を持っていない。そのように鍛えられたこともない。したがって、コンサルタントや広告代理などを活用して、本物の仕事をさせる体制を作ろうと思っている。鍛え上げてできなければ辞めてもらう。そういう体制を作り上げていく。

議員 鹿児島県の十月の有効求人倍率は〇・三六で改善に繋がる要素はなく、特に、出水地区は工場閉鎖などにより多くの離職者はでるが、大量求人の見込みはないとしている。そこで、本市独自の失業者対策を検討されていないか、お尋ねしたい。

市長 雇用については、阿久根市から支援し、国の補助金などを使いながら、企業に派遣、あるいは雇用していたとき、その間職業教育などができる

形を今準備しているところである。

課長 市独自の失業者対策は、都市建設課としては、雇用対策創出事業で四千万円から五千万円の事業、河川台帳、公園台帳整備、市道の伐開について、事業を行っているが、事業の内容は、平成二十一年度、緊急雇用創出事業臨時特別交付金事業で、内容は事業の七〇%を雇用に充てることと、四人に三人以上の新規雇用人者を雇用する事業である。その他に、地域活性化生活対策臨時交付金事業として、市営住宅四千四百万円、市道補修九千五百四十五万円を行っている。

議員 (仮屋園都市建設課長) 本市では、第四次阿久根市行政改革大綱を策定し、行政改革を積極的に推進してきたと考えているが、改革の推進期間は平成二十一年度までとなっており、更なる行政改革の必要があると思われる。新しい行政改革大綱策定の推進状況をお尋ねしたい。

市長 平成二十二年の三月頃には第五次行政改革大綱を作成できるように取り組んでいるところである。

議員 法令の遵守についてお尋ねする。

本年十月二十一日、鹿児島地方裁判所は、竹原市長が行った懲戒免職処分効力の停止を決定した。その後、これを不服とした市長は、福岡高裁宮崎支部に本決定の取り消しを求めて即時抗告を行なったが、同支部は、鹿児島地裁の決定を支持したばかりか、貼紙を剥がしたような理由で、懲戒免職処分をした例は過去にもない。また、職場復帰を実現させることは、民主主義システムの全否定と等しく、公共の福祉に重大な影響を及ぼすとの竹原市長の主張には、全証拠によっても竹原市長の主張するような証拠はないとし、竹原市長が行った即時抗告は理由がないということで棄却された。

両裁判所は、明確に元係長の職場復帰を決定し、速やかな実行を求めている。このことも、新聞等で報道され、障害者に対する市長のブログ同様に、阿久根市のイメージの低下に繋がっていると思っている。どのように責任を取る考えか、市長に今後の対応を含めてお尋ねしたい。

市長 法令の遵守は、他の議員の質問にも答えていないので、裁判の内容について踏み込んで話をするつもりはない。

会 期 日 程

会期

十一月三〇日から十二月十八日までの十九日間

十一月三〇日 本会議

○ 会議録署名議員の指名

○ 会期の決定

○ 諸般の報告

○ 委員長報告

○ 報告・一般議案・条例・補正予算(提案説明)

十二月四日 本会議

○ 報告・一般議案・条例・補正予算(質疑)、陳情(上程)

十二月八日・九日 委員会

○ 一般議案、条例、補正予算、陳情等についての審査

十二月十四日 本会議

○ 一般質問

十二月十五日 本会議

○ 一般議案

十二月十八日 本会議

○ 委員長報告、表決

○ 委員報告、表決

○ 委員長報告、表決

○ 委員報告、表決

主な議案の内容

※ 議案第四十五号

職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、自宅に係る住居手当を廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第四十六号

市長、副市長、教育及び議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第四十九号

株式会社阿久根食肉センターの規模拡張に伴い、隣接する市道路線の一部とセンターの敷地の一部を交換するため、市道路線を変更するもの。

決 議

※可決されたもの

◎ブログによる差別発言の取り消しと謝罪及び市長としての責任を明らかにすることを求める決議

◎法令の遵守と違法状態の解消を求める決議

◎竹原市長に対する問責決議

今 回 可 決 さ れ た 決 議

法令の遵守と違法状態の解消を求める決議

本年10月21日、鹿児島地方裁判所は、竹原阿久根市長が7月31日行った職員の懲戒免職処分を停止する決定を行った。その後、これを不服とした竹原市長は、福岡高裁宮崎支部へ本決定の取り消しを求めて即時抗告を行ったが、同支部は12月4日付けで鹿児島地裁の決定を支持し、本件抗告を棄却したところである。

この決定は重大な損害を避けるため緊急の必要があるとして、処分の効力を停止するものであり、鹿児島地方裁判所の決定以後、処分を受けた職員は阿久根市職員の身分を保有することとなった。

行政事件訴訟法第33条第1項及び第4項では「決定は処分をした行政庁を拘束する」とし、さらに同法第25条第8項では「効力停止の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない」と定められており、竹原市長は、鹿児島地裁の決定に従い速やかに職員を復職させ、適切に措置すべき義務が発生している。

しかしながら、これまで竹原市長においては復職に関する手続きの指示も行わず、職場への配置はおろか給与支給の手続きすらとられていない。

このことにより、現在の阿久根市は、法令を厳格に遵守すべき自治体において、法令が守られない違法状態が継続している異常な状況にある。鹿児島地裁の決定に従った措置がなされないことによって、決定が理由とした「重大な損害の回避」はなされず、重大な損害が現在もなお進行・拡大し、回復が困難なことになり、行政への信頼は失墜することになる。

阿久根市議会としても、去る10月28日、この違法状態の早期解消に向けての要請文を竹原市長へ提出したにも関わらず、竹原市長はこれを無視し、違法状態をとり続けている。

このことは、法を無視し、人権を蹂躪し、議会意志をないがしろにする暴挙にはかならず、日本国憲法が定める法治主義社会にあつては、断じて許容できないものである。

ついては、竹原市長は法令を遵守し、速やかに適切な措置を講じ、違法状態を解消するとともに、失われた行政への信頼を取り戻すよう求めるものである。

以上、決議する。
平成21年12月18日

鹿児島県阿久根市議会

竹原市長に対する問責決議

竹原市長は、平成21年第3回定例会の一般質問で、6番議員の質問に関する件で、「[質問で見せたのはうそ泣き]とメールが届いている」と答弁した。

6番議員は、竹原市長の障害者への冒瀆とも言えるブログでの主張に憤り、障害者の立場及び一般市民を代表して本会議の中で、真摯に、しかも正面から誠実に竹原市長に謝罪の要求を行ったところである。

竹原市長は、本会議の中でこのように議員として誠実に質問している6番議員の姿を自らの目で間近に見ており、6番議員の質問の状況が一目瞭然であったにも関わらず、それを中傷するような「うそ泣き」のメールを読み上げるなど、侮辱発言を行ったことは、6番議員はもとより議会そのものを侮辱し、冒瀆していると言える。

また、多くの議員が行った裁判とは関係のない法令遵守の件についての質問にも、「[回答は差し控える]」などの答弁に終始するなど、議会に対する行政のトップとしての説明責任を果たしていないだけでなく、市長答弁の補正としての課長の答弁も行わせないなど、議会に対する不誠実な態度は、決して見過ごすことのできない不誠実な態度である。

さらに、竹原市長は、議場の秩序を保持し、議事整理権の立場から議員の質問の趣旨に沿った答弁を求める議長の指示を無視したり、議員の質問の論点をすり替えて答弁するなど、独善的で不誠実であり、二元代表制としての議会の存在を否定するような態度に終始している。

このような竹原市長の市政の最高責任者としての自覚の欠如、説明責任を果たさない態度は、憲法・法律を無視し、議会制民主主義を否定し、市政を私物化して独裁的に行うものであり、議会としてこのまま容認することは、断じてできないものである。

よって、今期定例会における竹原市長の6番議員への侮辱発言と議会对応への不誠実さ及び行政のトップとしての説明責任を果たさない態度に対し、厳しくその責任を問うものである。

以上、決議する。
平成21年12月18日

鹿児島県阿久根市議会

本会議の様様をインターネットで生中継
市のホームページ (URL=<http://www.city.akune.kagoshima.jp/>)
平成20年第1回定例会から録画中継でもご覧いただけます。

意 見 書

- ※趣旨採択されたもの
- ◎幼稚園に通わせる保護者への子育て支援策に関する陳情書
- ※継続審査とされたもの
- ◎改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書
- ◎「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書

お 知 ら せ

- ◎ 議事録の閲覧について、本会議の質問や答弁内容を詳しくお知らせになりたい方は、市立図書館で「市議会会議録」をご覧ください。
- 市のホームページでも平成十五年第三回市議会定例会からご覧いただけます。
- ※ 議会だより、議会傍聴に関するお問い合わせは、市議会事務局まで。

TEL (七二) 〇八一五
FAX (七二) 二〇二九

ブログによる差別発言の取り消しと謝罪及び市長としての責任を明らかにすることを求める決議

竹原市長は、平成21年11月8日の自身のブログで、「高度医療のおかげで、以前は自然に淘汰された機能障害を持ったの生き残らせている。」などの持論を主張し、阿久根市民はもとより、全国の多くの人々に心痛を与えとともに、特に、障害を持つ方々及びその家族の方々に計り知れない精神的苦痛をもたらしている。

障害者、健常者を問わず市民一人ひとりが互いに支えあう社会を目指すべき責務がある地方自治体の長としての阿久根市行政の最高責任者である竹原市長が、このような考えを持つこと自体が不適格であり、しかも、市長としての公職の身にありながら、あえてこのような持論を展開することは、竹原市長の行政に対する取り組みの真剣さ、誠実さが欠落しており、市長の政治的、道義的責任は誠に重大であると言わざるを得ない。

また、このような考えが根底にあることは、一個人としての考えであっても許すことのできないものであり、市長個人の人格・見識も厳しく問われなければならないものである。

このことから、竹原市長は、障害を持つ方々への差別発言をしたことについて、阿久根市民及び全国の人々に対しての謝罪と市長としての責任を明らかにすることを求めるものである。

以上、決議する。
平成21年12月18日

鹿児島県阿久根市議会